

# 令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の建設業者が災害時に使用される代表的な建設機械（以下「災害対応建設機械」という。）を新たに長期リースする際に要する経費に対し、予算の範囲内で、愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、災害時に応急活動等を実施する建設業者による地域の災害対応能力の向上を図るとともに、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業を円滑に進めることを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この要綱において「災害対応建設機械」とは別表1に掲げる建設機械をいう。
- 2 この要綱において「建設業者」とは建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け建設業を営む者をいう。
  - 3 この要綱において「長期リース」とはリース契約期間が3年以上のものをいう。
  - 4 この要綱において「愛媛県建設工事入札参加資格を有する者」とは愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年愛媛県告示第607号）第3条に規定する平成31・32年度を有効年度とした格付けを受けた者をいう。
  - 5 この要綱において「中小企業者」とは中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する者をいう。
  - 6 この要綱において「主たる営業所」とは建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所であり、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条（建設業法第11条第1項に基づく変更等の届出を行っている場合には同規則第9条）に定める様式により「主たる営業所」として国土交通大臣または当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出た営業所をいう。

## (補助対象者)

第3条 当該支援事業の補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- (2) 愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- (3) 県内に主たる営業所を有する中小企業者（個人を含む。）

## (補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、令和2年4月1日以降に契約締結し、新たに導入する災害対応建設機械（中古車両を除く。）の長期リースに係る別表2に掲げる経費とする。

なお、この補助金以外に当該建設機械のリースに関して別途補助金等の交付を受ける場合は、当該経費から別途交付を受ける補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 本事業として適当とは認められない費用

(補助率及び補助限度額等)

第5条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は2分の1以内とし、補助限度額は1台につき200万円以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、災害対応建設機械導入計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請事業者の申請回数は1回を限度とし、1申請あたりの限度台数は1台とする。

3 申請事業者は、第7条に規定する補助金の交付決定を受け、補助事業により災害対応建設機械を導入した場合に第15条に掲げる事項を遵守することを誓約する書面(様式第2号)を第1項に規定する補助金交付申請書に添えて提出しなければならない。

4 申請事業者は、第1項の申請書を提出するにあたって、各申請事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年号外法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年号外法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当であり、補助金を交付すべきものと認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請事業者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業について、内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、

その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第4項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第4項ただし書に該当した各申請事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第4項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときには速やかに補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付す

るものとする。

(災害対応建設機械の優先的使用等)

第15条 補助事業者は、補助事業により導入した災害対応建設機械について、災害発生時には愛媛県からの指示に従い、災害応急活動等に優先的に使用すること。

2 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付申請日時点で保有し、建設業法第27条の23第3項において定められた経営事項審査の項目において加点評価されている建設機械の台数に、補助事業により導入した災害対応建設機械を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日において、減少しないようにすること。

ただし、補助金の交付申請日時点で、既に第4条に定める補助金交付対象となる災害対応建設機械を導入している場合は、当該建設機械は交付申請日時点の保有台数に含まないものとする。

(リース料金支払証拠書類等の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業により導入した災害対応建設機械に係るリース契約期間もしくは当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のいずれか短い期間、毎年5月末日までに前年度分(補助事業完了の日の属する年度を除く。)のリース料金支払証拠書類を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業で導入した災害対応建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日に係る建設業法第27条の26に規定する経営規模等評価において、毎年度、同法第27条の27に規定する経営規模等評価の結果の通知受領後30日以内に建設業法施行規則様式第25号の12の写しを知事に提出するものとする。

(指導監督)

第17条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第19条 補助事業により導入し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により導入し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年号外大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業により導入し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

名 称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクターショベル	バケット容量が 0.4 m <sup>3</sup> 以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けるもの

注 1 ショベル系掘削機及びトラクターショベルについては、建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するもの。

- 2 大型ダンプ車については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 2 条第 2 項に規定する大型自動車（以下「大型自動車」という。）のうち、同法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第 3 項の規定による表示番号の指定を受けるもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年運輸省令第 86 号）第 5 条第 1 項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第 2 項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第 3 条第 2 項の規定による表示番号の指定を受けるもの。

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	次に掲げる経費のうち、いずれか低い方の額とする。 (1) 長期リースに係る経費の総額をリース契約期間（月数）で除し、12 月を乗じて得た額（月額リース料 12 カ月相当分（1 円未満切捨て）） (2) リース契約書に基づき令和 3 年 3 月 31 日までに支払った長期リースに係る経費
--------	---

様式第1号（第6条第1項関係）

令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

申請事業者名

代表者職氏名

印

令和2年度において標記事業を下記のとおり実施したいので、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 災害対応建設機械導入計画 別紙のとおり
- 3 見積書又は契約書写し（リース料及びリース条件（期間・支払方法）等が分かる書類）
- 4 導入する建設機械を取得（購入）する場合の販売価格を証するもの（見積書写し等）
- 5 カタログ等の写し（建設機械の性能等の分かる書類）
- 6 県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明
- 7 その他参考となる資料

（注）見積価格又は契約金額に補助金対象外経費が含まれる場合は、補助金対象外経費の計算根拠となる資料の写しを添付すること。

別紙（様式第1号関係）

## 災害対応建設機械導入計画

申請事業者名（商号又は名称） \_\_\_\_\_

建設業許可番号 大臣・愛媛県知事（ - ）第 \_\_\_\_\_ 号

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

所属する団体名 \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

建設機械の製品名 (メーカー・型名)		建設機械の 種 別(注1)	
建設機械を取得(購入) する場合の販売価格 (注2)	円		
リース期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで		
導入する建設機械 の主な用途			
交付申請額	リース料総額(注2) A	円 (リース契約期間 年 ヶ月)	
	補助対象経費(注3) B	円 (A/リース期間×12月)	
		円 (令和2年度中支払予定経費)	
	補助限度額 C	2,000,000 円	
補助金所要額(注4) D D=B/2 or C(B/2≥C)	円		
備考			

- (注) 1 ショベル系掘削機、トラクターショベル及び大型ダンプ車のいずれかを選択すること。  
2 補助金対象外経費、消費税及び地方消費税額を除く。  
3 いずれか低い方の額とし、1円未満切捨て。  
4 1,000円未満切捨て。  
5 不用の文字は抹消すること。



## 災害対応建設機械の優先的使用等に関する誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

申請事業者名

代表者職氏名

印

私、\_\_\_\_\_は、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金の交付決定を受け、補助事業により災害対応建設機械を導入した場合は、下記の事項について遵守することを誓約します。

### 記

- 1 当該建設機械を災害発生時には愛媛県からの指示に従い、災害応急活動等に優先的に使用すること。
- 2 当該補助金の交付申請日時点で保有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項において定められた経営事項審査の項目において加点評価されている建設機械の台数に、補助事業により導入した災害対応建設機械を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日において、減少しないようにすること。

・補助金交付申請日時点での保有台数： \_\_\_\_\_ 台

（注）申請日直近の建設業法施行規則別記様式第25号の12（経営規模等評価結果通知書）の写しを添付すること。

補助金交付申請日時点で既に補助金交付対象となる災害対応建設機械を導入している場合は、当該建設機械は「補助金交付申請日時点での保有台数」に含まないものとする。

様式第3号（第9条第1項関係）

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業変更承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
標記事業を下記のとおり変更したいので、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援  
事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更する理由

2 補助金交付変更額

既交付決定額 金 円也

変更承認申請額 金 円也

差引増減額 金 円也

3 災害対応建設機械導入計画（変更）

4 その他参考となる資料

（注）3～4は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。

様式第4号（第10条第1項関係）

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
標記事業を中止（廃止）したいので、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業  
費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の内容

2 事業の中止（廃止）の理由

様式第5号（第11条第1項関係）

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 事業実績報告書 別紙のとおり
- 3 導入した災害対応建設機械に係るリース契約書の写し、当該建設機械の借受証（引き渡しを受けたことが分かる書類）、リース料金支払証拠書類の写し、自動車検査証（大型ダンプ車を導入した場合）、製造事業者発行の譲渡証明書又は販売証明書等（未使用である旨の証明書）の写し
- 4 導入した建設機械の写真
- 5 その他参考となる資料

（注）リース契約金額に補助金対象外経費が含まれる場合は、補助金対象外経費の計算根拠となる資料の写しを添付すること。

別紙（様式第5号関係）

## 事業実績報告書

補助事業者名（商号又は名称） \_\_\_\_\_

建設業許可番号 大臣・愛媛県知事（ - ）第 \_\_\_\_\_ 号

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

所属する団体名 \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

建設機械の製品名 (メーカー・型名)		建設機械の 種 別	
リース期間 (契約日)	年 月 日 から 年 月 日 まで (契約日： 年 月 日)		
導入した建設機械の主な用途			
事業精算額	リース料総額(注1) A	円 (リース契約期間 年 ヶ月)	
	補助対象経費(注2) B	円 (A/リース期間×12月)	
		円 (令和2年度中支払経費)	
	補助限度額 C	円 (補助金交付決定額)	
	補助金所要額(注3) D D=B/2 or C(B/2≥C)	円	
備考			

(注) 1 補助金対象外経費、消費税及び地方消費税額を除く。

2 いずれか低い方の額とし、1円未満切捨て。

3 1,000円未満切捨て。

様式第6号（第11条第3項関係）

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
標記補助金について、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要  
綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第12条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円也

(注) 別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位：円]

補助事業者名	仕入れに係る消費税と 当該金額に地方消費税率を 乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等 相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第6条第4項及び第11条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、補助事業者ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年号外法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年号外法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第7号（第13条関係）

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で、補助金交付確定の通知があった標記補助金について、令和2年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也



参考様式（第 16 条関係）

リース料金支払証拠書類（経営規模等評価申請書類）の提出について

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者職氏名

㊞

標記の件について、令和 2 年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

建設機械の製品名 (メーカー・型名)		建設機械の 種 別	
リ ー ス 期 間 ( 契 約 日 )	年 月 日 から 年 月 日 まで (契約日： 年 月 日)		
審 査 基 準 日	年 月 日		
建設機械の保有台数	台		
備 考			

- (注) 1 前年度分のリース料金支払証拠書類若しくは、建設業法施行規則別記様式第 25 号の 12 (経営規模等評価結果通知書) の写しを添付すること。  
2 不要の文字は抹消すること。